

地方自治法の一部を改正する法律（昭和22年法律第169号）の施行に関する件依命通知

（昭和22年12月29日、地発乙第1003号地方局長通知）

本月12日地方自治法の一部を改正する法律が昭和22年法律第169号を以て公布され、選挙人名簿に関する規定は昭和22年12月20日から、その他の規定は昭和23年1月1日から施行されることとなり、又同日昭和22年政令第264号を以て補充選挙人名簿に関する地方自治法施行令の一部を改正する政令が、12月29日政令第313号を以てその他の部分に関する地方自治法施行令の一部を改正する政令が、内務省令第42号を以て地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、昭和23年1月1日から施行されることとなった。今回の改正は、地方自治法の根本の趣旨とするところを更に拡充し、地方公共団体の自治権を一層強化してその自主的活動により、地方共同の福祉を増進し、以て国家再建の根柢を培おうとするものである。

ついては、左記各項に留意してこれが施行に遺漏なきを期するとともに、速かに関係事項を各市町村に漏れなく示達し、以て自治行政の運営上遺憾ないよう格段の配意を加えられたい。右命によって通知する。

第1 総則に関する事項（略）

第2 普通地方公共団体に関する事項

一～三 （略）

四 議会に関する事項

1. 市町村の議会の議員の定数は、特に条例でこれを減少することができるが、増加することはできないこと。但し、市町村の廃置分合又は境界変更により著しく人口の増減があったときは、条例で議員の定数を新人口に基く定数まで増減することができることとし、且つ、その増減は、総選挙の場合以外においてもこれを行うことができること。（法第91②、③、④）
2. 議会は、普通地方公共団体の長の予算提出の権限を侵さない範囲内において、予算の増額修正の議決をすることができる旨の規定が設けられたが（法97②）、これは現行の自治法の解釈上認められたところを明文を以て明らかにしたものであるが、議会は厳に濫用を戒めて長の歳入出予算の提出権を侵すことなきを期し、普通地方公共団体の長は、常に適切な予算を編成することに細心の留意を払い、以て行政の円滑な運営に努めること。
左の各号の予算の増額修正の議決は、普通地方公共団体の長の予算編成の権限を侵すものとして違法であること。
 - (1) 全く新たな款又は項を加えて増額修正の議決をすること。
 - (2) 新たな款又は項を加えるものではないが、原案にない事項に関する予算を加えて増額修正の議決をすること。
3. 議会の調査をして真に権威あらしめるため、議会における選挙人その他の関係人の出頭、記録の提出及び証言に関する罰則の規定が整備せられたが（法100②～⑨）、これは、一に議会をしてその調査の目的を達成させる目的に出でるものであることに留意し、その濫用を厳に戒めるとともに、もし刑罰を科すべき行為をした者があるときは、これを告発して

法の厳正なる適用に努めなければならないこと。

4. 政府は、都道府県の議会に官報及び刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付し、各都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を有料又は無料を以て送付しなければならないこととなったが、これは都道府県及び市町村の議会をして国の法令及び施策並びに都道府県の条例、規則並びに施策及び行政運営の実際を知らしめ、以て議決機関の職能の完全なる遂行を期する趣旨に出でるものであること。(法100⑫～⑮)
5. 議会の図書室は、実情に応じ適当の施設を講ずるを以て足り、その管理は、議長がこれを行うこと。(法100⑭、104)